30114

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　近間泌尿器科クリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県周南市河東町８番５号

(3) 設立認可年月日　　平成２３年　８月　９日

(4) 設立登記年月日　　平成２３年　８月１９日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	近間泌尿器科クリニック	３５１１５１０５２５	周南市河東町８番５号	０床

(2) 附帯業務

無し

(3) 収益業務

無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　４年１０月１９日　　令和３年度決算の決定

令和　５年　８月１９日　　令和５年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和５年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

無し

(7) その他

無し

様式２

法人名　医療法人　近間泌尿器科クリニック　✓
所在地　山口県周南市河東町８番５号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録　✓

（令和　５年　８月３１日現在）　✓

１．資　産　額　189,256 千円　✓
２．負　債　額　16,535 千円　✓
３．純　資　産　額　172,721 千円　✓

（内　訳）　（単位：千円）

区分		金額	
A 流動資産		102,671	✓
B 固定資産		86,585	✓
C 資産合計	（A＋B）	189,256	✓
D 負債合計		16,535	✓
E 純資産	（C－D）	172,721	✓

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　近間泌尿器科クリニック
所在地　山口県周南市河東町８番５号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　５年　８月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	102,671	Ⅰ 流動負債	8,148
Ⅱ 固定資産	86,585	Ⅱ 固定負債	8,387
1 有形固定資産	73,848	負債合計	16,535
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	12,737	科目	金額
		Ⅰ 基金	8,000
		Ⅱ 積立金	164,721
		純資産合計	172,721
資産合計	189,256	負債・純資産合計	189,256

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　近間泌尿器科クリニック
所在地　山口県周南市河東町８番５号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	137,288
２　事業費用	121,474
事業利益	15,814
Ⅱ　事業外収益	948
Ⅲ　事業外費用	4
経常利益	16,758
Ⅳ　特別利益	383
Ⅴ　特別損失	309
税引前当期純利益	16,832
法人税等	3,528
当期純利益	13,304

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　近間泌尿器科クリニック
理事長　近間　秀明　殿

私は、医療法人近間泌尿器科クリニックの令和４会計年度（令和４年９月１日から令和５年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　５年１０月２５日
医療法人　近間泌尿器科クリニック
監事　末岡敬弘